

道路占用物件の管理について

昨今の中東情勢を踏まえ、道路占用物件を対象とした不測の事態が発生する可能性も否定できないと考えられます。

占用者の皆様におかれましても、下記の事項に留意し、道路占用物件の管理強化をされますようお願いいたします。

- 1．道路占用物件の監視、巡回の強化等により破壊の対象とされないよう厳重な管理を行ってください。
- 2．占用工事の実施箇所及び予定箇所については、工事に使用する表示板、機器類等について厳重な管理を行ってください。
- 3．占有者及び道路管理者の連絡体制を確認し、体制を確保してください。
- 4．許可を得ずに道路内に物件を設置等されている場合は、撤去してください。